

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
167	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理情報の管理、滞納整理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①滞納状況の照会 ②滞納整理 ③滞納者の実態調査照会
③システムの名称	滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第24,85,100,135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日 内閣府・総務省令第五号） 第16条、第46条、第50条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 経営管理部収税課 住所：栃木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2281
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 経営管理部収税課 住所：栃木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2281
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を記録するUSBはパスワードによる保護を行っている。 ・書類を郵送する際には、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムへのアクセスが可能な職員を、IDとパスワード、生体認証による認証を行い限定している。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	収税課長 早乙女正美	収税課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	栃木市役所 理財部収税課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2281	栃木市役所 財務部収税課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2281	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	栃木市役所 理財部収税課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2281	栃木市役所 財務部収税課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2281	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、68項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、68項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	財務部	経営管理部	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人上表ファイルの取	財務部	経営管理部	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、	地方税法等の規定に則り、 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、68項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	文言追加	101項	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	市県民税	市県民税・森林環境税	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目の追加による記載	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	項目の追加による記載	事前	